

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成29年4月7日（平成29年（行情）諮問第136号）

答申日：平成29年9月12日（平成29年度（行情）答申第226号）

事件名：実用新案登録出願件数の急減に関し特許庁が行ったいわゆる官製談合を誘発させた行政指導に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「昭和63年から実用新案登録出願件数が急減し始めたが、この実用新案登録出願件数の急減に関し特許庁が行った、電気業界、光学業界、自動車業界等の各業界をまとめ、いわゆる官製談合を誘発させた行政指導に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月15日付け20160817特許21により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

処分庁の「不開示とした理由」の記載は不当である。例えば、審査請求人は、特定雑誌に掲載された特定論文において、統計的にみて昭和63年からの実用新案登録出願件数の急減は、特許庁が行ったいわゆる官製談合を誘発させた行政指導による旨の主張をしている。

まず、昭和63年からの実用新案登録出願件数の急減の理由を明確にしたい。この同年からの実用新案登録出願件数の急減させる旨の行政指導は特許庁が国策として遂行したと判断されるので、議事録等の記録が存在しているはずである。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、平成28年9月15日付けで不開示の原処分を行った。原処分における不開示とした理由は、本件対象文書は存在しないためである。

2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、「昭和63年からの実用新案登録出願件数の急減の理由を明確にさせていただきたい。この同年からの実用新案登録出願件数の急減させる旨の行政指導は特許庁が国策として遂行したと判断されるので、議事録等の記録が存在しているはずである」旨主張している。

審査請求人の主張を踏まえ、以下検討する。

(1) 昭和63年以降の実用新案登録出願件数の急減の理由について

当該箇所は、原処分 of 取消しを求める理由でないため、回答しない。

(2) 行政指導に係る議事録等の記録の有無

審査請求人が主張する「特許庁が行ったいわゆる官製談合を誘発させた行政指導」についてはもとより根拠が認められないが、念のため、処分庁は、行政文書ファイル管理簿（平成13年度）及び担当部署の書架・書庫等の調査を改めて行った。しかしながら、昭和63年以降の実用新案登録出願件数の急減に係る行政指導及び議事録等の記録に関する文書の存在は確認できなかった。

3 結論

以上のことから、原処分は妥当なものであって、審査請求人の主張は、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「昭和63年から実用新案登録出願件数が急減し始めたが、この実用新案登録出願件数の急減に関し特許庁が行った、電気業界、光学業界、自動車業界等の各業界をまとめ、いわゆる官製談合を誘発させた行政指導に関する文書」である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特許庁が昭和63年からの実用新案登録出願件数の急減に関して行政指導を行った事実はなく、本件対象文書を作成も取得もしておらず保有していないとのことであり、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことか

ら，特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久